

初任実務教育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市消防職員研修規程（平成14年消防局訓令第9号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づく、初任実務教育（以下「初任研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(初任生)

第2条 新規採用職員のうち、初任研修を受ける者を初任研修生（以下「初任」という。）という。

(重点事項)

第3条 初任研修は、次の各号に掲げる事項に重点をおき、実施する。

- (1) 公務員倫理、市民接遇、服務規律等の確保に関すること。
- (2) 消防吏員としての意識の確立に関すること。
- (3) 消防吏員としての基礎的知識・技術の修得及び体力等の錬成に関すること。

(初任生の責務)

第4条 初任生は、職務遂行に必要な知識、技能等を修得するため初任研修に専念しなければならない。

(初任教育訓練所長の責務)

第5条 初任教育訓練所長（以下「訓練所長」という。）は、初任研修を実施する際、消防局の課、隊及び消防署並びに神奈川県消防学校（以下「消防学校」という。）と、研修に関する総合的な調整を図らなければならない。

(初任研修の種別等)

第6条 初任実務教育に係る研修の種別及び内容は、別表のとおりとする。

(年度研修計画)

第7条 訓練所長は、毎年1月末日までに、年度研修計画を作成しなければならない

ない。

(免除)

第8条 新規採用職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、初任実務教育の一部又は全部を免除することができるものとする。

(1) 消防学校等で、国の基準で定める初任教育を受け、当該課程を修了した証書を授与されている者

(2) 特に消防長が認めた者

(教育期間の延長等)

第9条 初任生が、病気等の理由により、所定の研修が履修できなかったときは、次の各号に掲げるいずれかの措置をとるものとする。

(1) 研修期間の延長

(2) 消防学校への再入校

(3) 履修できなかった研修の再受講

(消防署研修の勤務等)

第10条 別表に掲げる消防署研修時の勤務等は、次の各号により実施するものとする。

(1) 消防署研修を受講する初任生の勤務時間は、毎日勤務者又は、隔日勤務者と同様とする。

(2) 消防署研修期間中は、原則として時間外勤務命令は行わないものとする。

ただし、災害出場に際しては、この限りではない。

(3) 消防署研修期間中は、動員関係の対象外職員として取扱うものとする。

(初任研修の月間記録)

第11条 初任生が、消防署研修を実施した場合には、消防署研修月間記録(別記様式)に研修内容等を記載し、翌月の5日までに提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

研修の種類	研修の内容		研修の実施時期
導入教育	消防長講話、人事課長講話、公務員倫理 消防職員の服務、勤務条件、給与、福利 厚生、被服、市勢概要、その他		年度研修計画に定め る期間
消防学校教育	初任教育、救急科		同 上
実務教育	総務研修	文書実務研修 接遇研修 消防職員委員会 その他	同 上
	警防研修	警防関係研修 救急関係研修 救助関係研修 航空隊関係研修 指令課関係研修 その他	同 上
	予防研修	予防関係研修 危険物関係研修 その他	同 上
	消防署研修	消防署の業務概要 予防課業務について 警防業務について 救急業務について 救助業務について その他	同 上
その他	視察研修 病院研修 その他		同 上

別記様式

消防署研修月間記録

月 日～ 月 日

押 印 欄

(実施者)	人事課初任教育生	階級	氏名
(研修場所)	署	課	係
研修月間テーマ ()			
研修内容 (研修生記載)			
消防署研修を受講しての感想			

--

指導担当者意見	所属	階級	氏名

指導担当課長意見	所属	階級	氏名

研修の評価	A B C	備考
評価者 階級	氏名	
(所管課長)		

評価の基準 A良好 B普通 C努力が必要 (Cと評価した場合は、備考欄に今後の指導方法を明記してください。)